

# 第4章

## 今後のまちづくりの進め方

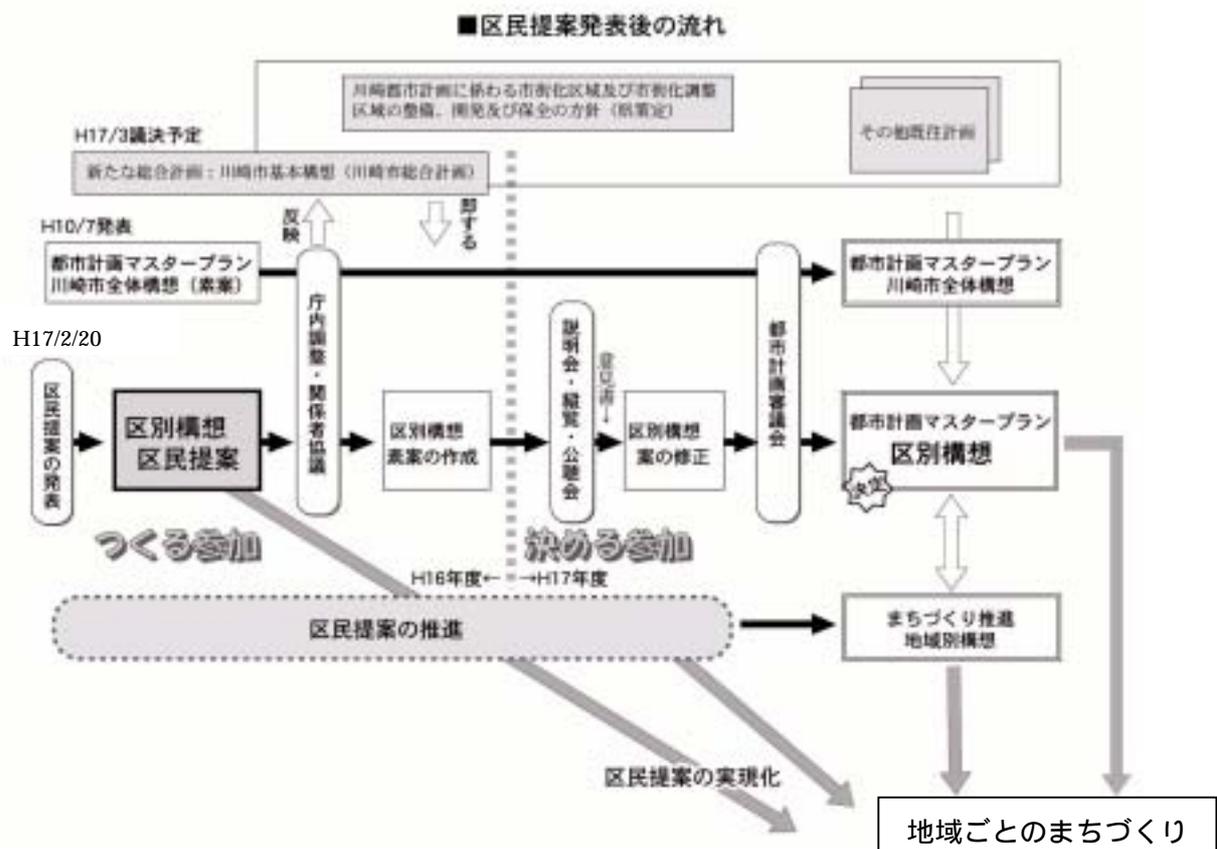
# I 都市計画マスタープランの決定とその性格

## - 1 区民提案策定後の都市計画マスタープラン決定のスケジュール

都市計画マスタープラン多摩区区構想「区民提案書」が作成され、市長に提案された後、この提案をもとに、行政内部で関係部局との調整が行われ、行政計画としての「多摩区構想素案」が作成されます。また、その過程を通して、新総合計画や他の分野別基本計画との整合が図られます。

関係部局と調整を経て「多摩区構想素案」が作成される段階で、再度、区民提案の策定に携わった検討委員に対して、その素案を示し、区民提案の反映状況について報告される予定です。

その後、説明会・縦覧など都市計画決定に順ずる手続の中で、市民から広く意見を求めて、必要な修正が行われた後、寄せられた意見書を付して都市計画審議会に諮問され、その答申を受けた後、「都市計画マスタープラン多摩区構想」として決定・公表されます。



## - 2 都市計画マスタープランの性格

### 1 川崎市が決定する個別の都市計画の基本的方針

都市計画マスタープランは、都市計画法の定めにあるように、市が決定をする地域地区や都市施設等、個別の都市計画の基本的方針となります。この「区民提案」は、行政が実施するまちづくりに対する提言の性格を持っています。

都市計画マスタープラン多摩区構想検討委員会は、この区民提案の提言をもって解散しますが、今後も、市が決定するマスタープランの内容をチェックするとともに、その実現過程を評価していく必要があります。

### 2 土地利用を誘導するための指針

都市計画マスタープランは、民間事業者や個人がさまざまな開発行為や建築行為を行う際の指針としての性格も持っています。よりよいまちをつくるため、それぞれの主体がまちづくりに貢献する活動を行う必要があります。

さらに、このマスタープランを民間が行う開発・建築行為に対する誘導の指針として生かしていくためには、既存のまちづくりに関する条例との整合を図りつつ、「(仮称)まちづくり条例」のような法的枠組みづくりが求められています。

### 3 市民の主体的まちづくり活動の指針

この「区民提案」は、行政が行うまちづくりに対する提言、民間が行うまちづくりに対する誘導の指針であると同時に、市民自らが実践するまちづくり活動の指針としての性格を持っています。

多摩区は、既に成熟をしたまちであり、さまざまな課題や資源をあわせもった既成市街地でもあります。課題を解決し、資源を生かしたよりよいまちをつくるためには、「地区計画」や「建築協定」といった手法を活用し、市民自らが主体となって、地域ごとのまちづくりを進めていく必要があります。

「区民提案」を作成する段階では、町内会・自治会や商店会や農家の方々との意見交換の機会もつくってきました。その過程を通して、「地域まちづくりの芽」が育ってきましたが、必ずしも、全ての地域において十分な議論ができたわけではありません。今後は、地

域のことは地域で決定し、解決するという姿勢のもと、各地域における個別のまちづくり活動を促がしていく必要があります。

「区民提案」の策定に関わった委員が今後、地域のまちづくり活動とどのように関わっていくかも議論しなければなりません。

さらに、これら、市民の主体的なまちづくり活動を支援する仕組みづくりも求められています。

## II 区民提案を推進する仕組み・組織の提案

### - 1 骨格的な都市基盤整備を進めるために

はじめに 区民提案を実現していくために

この「区民提案」では、「『骨格的な都市基盤整備』と『生活圏のまちづくり』とバランスがとれたまちづくりを進める」こととしています。

「骨格的な都市基盤整備」を計画的に進めていくためには、行政が主体となって、方針から計画、事業へとつながる一連の進行管理の仕組みを確立し、市民がこれら進行状況を把握し、評価する仕組みを確立する必要があります。

その一方で、「生活圏のまちづくり」を進めるためには、町内会・自治会等の地域自治組織等、市民が主体となって、地域ごとに話し合いの場を設けるとともに、地域相互の情報交換やネットワークづくりを支援する、地域まちづくりの応援団としての「都市計画マスタープラン推進組織」の設立が望まれます。さらに、区役所、まちづくり局が連携して、これら推進組織の活動を支援していく協働の仕組みづくりが求められます。

ここでは、「骨格的な都市基盤整備」と「生活圏のまちづくり」ごとに、市民の果たすべき役割、行政の果たすべき役割を整理し、提言します。

都市計画マスタープランの進行管理・評価の仕組みを確立する  
実施過程をチェックする役割を担う「都市計画マスタープラン推進組織」の設立

#### 1 骨格的な都市基盤整備を進めるための行政の役割

##### (1)方針・計画・事業の進行管理と評価の仕組みづくり

～ 進行管理・評価とパブリックコメント～

都市計画マスタープランは、20年後のまちの将来像を見据えた、都市計画の基本的方針です。骨格的な都市基盤整備は、都市計画道路の整備や市街地開発事業、都市緑地の保全等、行政主体となって事業化を進めなければなりません。そのためには、財源や人員等の行政資源をどのように投入するのか、その優先順位を明らかにしながら具体の事業計画につな

げる必要があります。

行政資源の優先順位付けは、現在策定されている「新総合計画」の中の、3か年の実行計画の中で検討がなされます。さらに、国の資金等を投入していくためには、「まちづくり交付金」等の制度を活用して、地域に関する具体の事業計画を立案する必要があります。

そのためには、マスタープランの進行管理・評価の仕組みを確立する必要があります。マスタープランがどのように実行計画に反映され、どのように事業化が図られるのかといった事項に関して情報公開・情報提供がなされ、事業化に向けた一連の過程に対して、市民が参画し、意見が述べられる「パブリックコメント」や「コミュニティ・ミーティング(車座会議の延長のイメージ)」の制度を提案します。これらをきめ細やかに行うことによって、情報の透明性を確保し、行政側の説明責任もきちんと果たしていきます。

さらに、個別事業計画が立案される場合にも、計画が確定する前の複数の選択肢のある段階で市民が参画する仕組みも必要です。

## (2) 土地利用計画の詳細化～用途地域の見直しと地区計画等の策定～

都市計画マスタープランは、大規模な開発や建築等に対する規制・規制誘導の役割も持っています。そのためには、用途地域等の見直しや地区計画の策定等マスタープランに掲げられた方針をさらに詳細化し、地域ごとの土地利用計画を確立していく必要があります。

これら、土地利用計画等の詳細化にあたっては、市民が参画し、それぞれの地域の実情に即した計画としなければなりません。また、地域の特性にあった都市空間像が実現するよう現存する法制度等を十分に活用していくとともに、予見される問題にも未然に対応できるよう行政側の当事者能力を高めていきます。

## (3) マスタープランの進行管理・評価に基づく定期的な見直し修正

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの将来を踏まえた方針ですが、まちを取り巻く社会経済情勢の変化は著しいものがあります。さらに、地域におけるまちづくり活動が展開され、マスタープランをより詳細化していくことも考えられます。

マスタープランの進行管理や、5年ごとの都市計画基礎調査などを踏まえて、定期的にその段階での進捗状況の確認やそこまでの過程からのフィードバックを受けて、それらを基にマスタープランを修正し、よりよいマスタープランに磨き上げていく必要があります。

## 2 骨格的な都市基盤整備を進めるための市民の役割

## (1)行政計画のチェックと個別事業への参加の仕組みづくり

都市計画マスタープランの進行管理・評価の仕組みが確立されるのに対応して、市民側も、これら進捗状況をチェックするとともに、それら過程を評価する役割が求められています。

また、具体の事業が実施される場合には、獲得目標や前提条件を事前に明示し、必要な情報を提供した上で、それにふさわしい参加の手法がとられる必要があります。

さらに、進行管理・評価に関わることにより、今後のマスタープランの定期的な見直しにも参画していく必要があります。

## (2)都市計画マスタープラン推進組織の役割

区民提案が提出されて以降、マスタープランの進行管理・評価に関わり、骨格的な都市基盤整備に関わる行政の活動をチェックする役割を担う、「都市計画マスタープラン推進組織」の設立を提案します。

## - 2 生活圏のまちづくりを進めるために

地域ごとのまちづくり組織の設立

地域のまちづくりの応援団としての「都市計画マスタープラン推進組織」

### 1 生活圏のまちづくりを進めるための市民の役割

#### (1) 地域ごとのまちづくり組織の必要性～地域のことは地域で決める～

生活圏のまちづくりを進めていくためには、市民が主体となって、地域の課題や資源を発見し、課題解決の方法を話し合い、地域ごとのまちづくりのルールを策定するとともに、地域課題解決の事業を行政と協働して進めていくことが必要です。

これら話し合いを行い、地域ごとの合意を形成するために、町内会・自治会といった地域自治組織が核となりながら、農協や商店会、社会福祉協議会といった地域の各種団体、さらには、テーマごとのまちづくり活動を展開している市民団体等が参画する「地域ごとのまちづくり組織」を立ち上げていく必要があります。

このような「地域ごとのまちづくり組織」が中心となって、生活圏のまちづくりを推進することで、地域のことは地域で考え、みんなで合意して決め、力を合わせて実行し、その活動の成果として地域環境の質が向上することを目指します。

#### (2) 都市計画マスタープラン推進組織の役割～地域まちづくりの応援団～

「都市計画マスタープラン推進組織」は、この間、区民提案を策定する過程の中で培った地域との関係を生かし、深めていく観点から、次のような活動が考えられます。

#### 【活動】

- 1) 区民提案の地域への周知活動
- 2) 地域ごとの話し合いの場（コミュニティ・ミーティング）の設定
- 3) 地域の諸団体の連携・コーディネート
- 4) 地域ごとのまちづくり組織間の情報交換・ネットワークづくり
- 5) 多摩区全体のまちづくりのマネジメント
- 6) 子どもたちのまちづくりへの参画をはかるための意見交換の場づくり

## 【組織】

- 1) 町会・自治会等地域の諸団体との関係を重視し、地域における信頼を確保し、地域に認知される組織をめざします。
- 2) 行政の支援を得ながら、公共・公益的活動を行う組織として位置づけます。
- 3) すでに多摩区では、「市民の主体的な参加による課題提起や解決のための実践活動を行う組織」として、「多摩区まちづくり推進協議会」があります。この組織は地域団体からの推薦委員や公募委員で構成され、活動の実績があることから、これら組織と密接な連携を図り、「区のまちづくり組織」の一翼として活動していきます。
- 4) 地域で活躍されている方々やさまざまな分野の専門家市民など、新たな人材が参加できる組織とし、現在までの活動の成果をベースにさらに発展させていく。

当面の期間、「都市計画マスタープラン推進組織」は前述のようにマスタープランの進捗管理を行うのと平行して、公共・公益的活動を行う区のまちづくり組織として、「地域ごとのまちづくり組織」を支援し、協働する「中間支援組織」的な活動を展開することが考えられます。

将来的には、自立した市民団体として、NPO法人として活動していくことも視野に入れていく必要があります。地域まちづくりのコーディネーターとして、行政等から事業を受託し、専門的な助力をしていけるような組織も指向していくことも考えられます。

## 2 生活圏のまちづくりを進めるための行政の役割

### (1) 地域のまちづくり拠点としての区役所の役割

区行政改革の基本方向では、「日常的なまちづくり課題に的確に対応し、解決する」地域のまちづくりの拠点としての区役所の役割が示されています。区行政改革における、区への分権の動きをとらえ、地域のまちづくり活動に対する支援の仕組みづくりが必要です。

生活圏のまちづくりは、土地利用、道路、河川、公園といったさまざまな事業部局にまたがるとともに、福祉や教育といったコミュニティづくりとも連携していかなければなりません。市役所の縦割り部局のみによる対応では限界があり、地域のまちづくり総合的にとらえ、事業部局間の調整を行うとともに、地域の住民組織相互の連携・調整を行っていく役割も求められています。そのためには、区役所にそのような総合的な調整能力、統合能力を持った人材を配置し、必要な権限を与えて、積極的に生活圏のまちづくりを支援していくことが必要です。

初動期のまちづくりの支援や、発展しより具体的な計画となった場合の対応など、生活圏のまちづくりの支援にも、行政の専門的な能力が必要となる場合があります。このためには、必要な専門職能を持った人材を区役所に配置するとともに、各部局の出先機関等に既

に配置されている人的資源を部分的に生活圏のまちづくりの支援に割り振るなどの柔軟な対応を行うことによって、区役所レベルでの対応能力を高めていく必要があります。

区役所は、地域の総合行政機関として、また、まちづくり推進協議会の事務局としての支援や、区内地域自治組織との連絡調整、各事業局、区内事業所との調整が求められます。区民が日々の生活の中で豊かさを感じられるようなまちづくりの推進のため、区役所の当事者能力を高めていくことが重要です。

## (2)生活圏のまちづくりを支援するまちづくり局の役割

これまで、まちづくり行政は、骨格的な基盤整備整備を中心としていました。都市基盤整備に投入する資源（財源、人材）を、生活圏のまちづくり支援へシフトし、地域におけるまちづくり活動を支援する体制を確立する必要があります。

そのためには今までの価値観を転換し、能力の高い人材をまちづくりの現場に近い場所にできるだけ多く、常時投入できるように、組織改革と意識改革を大胆に進める必要があります。

具体的には、市民のまちづくり相談を受け止め、関係局・区の調整を行い、まちづくり支援課といった組織が必要になります。この組織では、まちづくり局の庁内での業務と同等に、実際に地域のまちづくりの現場での業務を重要なものと位置づけ、生活圏のまちづくりを支援していくことが重要です。また、多摩区は市役所本庁から地理的に遠いことから、それがハンディキャップとならないよう人員配置や業務形態等を考慮していく必要があります。さらに、現在本庁で行っている協調的なまちづくりや総合的なまちづくりの対応窓口機能を区レベルに移していくことも必要です。さらに、区役所と密接に連携し、協調的に事業を推進することにより、都市計画マスタープラン推進組織の活動をバックアップしていく取り組みを求めます。